

**令和 8 年度福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業  
「ビジョンの具現化に向けた取組への支援」公募型プロポーザル募集要領**

福島県相双農林事務所  
令和 8 年 3 月 2 5 日

1 目的

相双地方は東日本大震災と原子力災害の影響により農業経営体数が 78% 減少し、担い手不足が深刻化している（農林業センサス 2010→2020）。このため、相双地方における人材確保・育成に向け、新規就農者等のサポート体制の整備に資することを目的として、Web 等の活用や様々なイベントの開催を通して相双地方への新規就農・企業参入上の課題や要望等の調査を実施する。これにあたって、企画内容を踏まえた公募型プロポーザルにより、委託業者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名

令和 8 年度福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業「ビジョンの具現化に向けた取組への支援」

(2) 見積限度額

17,700 千円（消費税及び地方消費税を含む）以内

※提案された企画内容を実現するために必要となる全ての経費を含む。

(3) 業務仕様

別紙 1 業務仕様書のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結の日から令和 9 年 3 月 5 日（金）まで

3 実施スケジュール

日程	内容
令和 8 年 3 月 25 日（水）	公募型プロポーザルの実施について、HP による公表
令和 8 年 4 月 1 日（水）	質問書の受付期限
令和 8 年 4 月 3 日（金）	質問書に対する回答の公表
令和 8 年 4 月 10 日（金）	参加表明書の受付期限
令和 8 年 4 月 15 日（水） 17 時まで	企画提案書の提出期限
令和 8 年 4 月 21 日（火）	審査会（予定）
令和 8 年 4 月 23 日（木）	審査結果の通知（予定）
令和 8 年 5 月 1 日（金）	契約締結（予定）

#### 4 参加資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしたものとする。

なお、コンソーシアムで参加する場合は、コンソーシアム構成事業者がコンソーシアム参加意思表明書（様式第5号）を作成し、コンソーシアム代表事業者が参加表明書（様式第1号）とコンソーシアム参加意思表明書（様式第5号）を併せて提出すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県における入札参加資格制限措置要綱に基づく入札参加制限中の者ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出者（コンソーシアムの場合は、コンソーシアム構成事業者を含むいずれの事業者）が、職業紹介事業の許可（無料または有料職業紹介事業のどちらかの許可）及び第1種旅行業者又は第2種旅行業者の登録を得ていること。
- (6) 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。
- (7) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げるものでないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (9) 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 条）第 3 条の規定に基づく政治団体又は宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定に基づく宗教団体でない者。
- (10) 県税を滞納している者でないこと。
- (11) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (12) 参加表明書の提出者（コンソーシアムの場合は構成事業者を含むいずれかの事業者）が、福島県内に本社、支社または営業所を有すること。

## 5 参加申込書及び質問書の提出

### (1) 様式等の入手方法

募集要領や質問書、参加表明書等の様式については、福島県相双農林事務所農業振興普及部の公式ホームページからダウンロードして入手すること。

「福島県相双農林事務所農業振興普及部公式ホームページ」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36260a/toppage.html>

### (2) 参加表明書（コンソーシアムの場合は、コンソーシアム参加意思表明書を含む）の提出及び参加資格審査結果の通知について

#### ア 提出書類

参加表明書（様式第 1 号）、4 参加資格に関する事項（5）に該当することがわかる書類（許可書の写しなど）、コンソーシアム参加意思表明書（様式第 5 号）※該当事業者のみ

イ 提出期限 令和 8 年 4 月 10 日（金）

ウ 提出方法 電子メールによる。

※電子メールで送信後は、電話で確認を行うこと。

#### エ 参加資格審査結果通知

書面（電子メール）による。

### (3) 質問書の提出について

募集要領に質問がある場合は、下記により提出する。

ア 提出書類 質問書（様式第 2 号）

イ 提出期限 令和 8 年 4 月 1 日（水）

ウ 提出方法 電子メールによる。

※電子メール送信後は、電話で確認を行うこと。

#### エ 回答方法

福島県相双農林事務所農業振興普及部公式ホームページにて公表する。

## 6 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

ア 企画提案申請書（様式第3-1号）

イ 事業者概要（様式第3-2号）

本事業の遂行に当たって、十分な受託事業等の業務経験を有する者を統括責任者として配置することとし、その統括責任者の所属、氏名等を記載すること。

ウ 主な受託事業実績書（様式第3-3号）

提案者が過去に公共機関から受注し、統括責任者が実際に担当した主な委託事業の実績等を示すこと。

エ 企画提案書（様式任意、ただし30ページ以内） 8部

企画提案書は以下の内容を含むこと。

（ア）相双地方における農業者等の確保支援に向けた考え方

東日本大震災後の福島県及び相双地域の現状を踏まえたうえで、当地域において農業者等の確保支援に必要な方策に関する考え方を示すこと。

（イ）事業の取組内容

仕様書に基づいた業務内容について、具体的な企画内容やスケジュールを提案すること。

（ウ）業務の実施体制等

事業目的を達成するための業務実施体制について、提案企業内部のほか、具体的に連携する企業等とその担当内容や役割が分かるように提案すること。

\*1 企画書はA4判の任意様式とし、上記提案（ア）～（ウ）の内容で両面15枚（30頁）以内とすること。なお、表紙は頁にカウントしない。必要に応じてA3判の折り込みも可とし、その場合2頁としてカウントする。

\*2 提出書類は8部とする。提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払いも行わない。また、提出された書類等は返還しない。

\*3 企画書作成の参考として、「相双地方における農業者等の確保支援の取組」を参照のうえ、作成願いたい。

オ 経費積算内訳書（任意様式）

※ 見積額が見積限度額（17,700千円）を超えた場合は失格となるため、留意すること。

カ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第4号）

（2）提出期限 令和8年4月15日（水）17時まで

（3）提出方法 郵送又は持参

※郵送で提出した場合は、電話で確認を行うこと。

## 7 業務委託予定者の選定

（1）審査方法

企画提案書は、県が設置する審査会において、審査を実施した上で、審査基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を契約候補者に選定する。ただし、総合得点が基準点（中庸なもの・60点）を超えることを選定の条件とすることから、審査結果によっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがある。また、参加者が1者だった場合には、総合的に評価し、総合得点が基準点を上回った場合に契約候補者として選定する。

(2) 審査基準

別紙2 審査基準のとおり。

(3) 審査結果

審査結果については、審査後に参加者宛てに書面（電子メール）で通知するとともに、プロポーザル参加者数、契約候補者の名称等を福島県相双農林事務所農業振興普及部の公式ホームページに掲載する。なお、審査内容に関わる質問や異議は、一切受け付けない。

8 審査会（プレゼンテーション）

(1) 日時 令和8年4月21日（火）予定

(2) その他

ア 正式な開催日時及び場所は、参加資格審査結果通知と合わせて書面（電子メール）により通知する。

イ プレゼンテーションの時間は30分以内（説明20分、質疑10分）とする。

ウ その他参考資料（ボード、写真等）の提示は可とするが、追加資料の配布は認めない。

9 審査結果の公表及び通知

(1) 期日 令和8年4月23日（木）予定

(2) 公表及び通知方法

福島県相双農林事務所農業振興普及部公式ホームページで、審査結果を公表する。また、審査会に参加した全者に対して、書面（電子メール）で通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。

10 参加表明書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

福島県相双農林事務所農業振興普及部（担当：根本）

所在地 〒975-0031 福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地

電話 0244-26-1149

E-mail shinkouhukyu.af06@pref.fukushima.lg.jp

11 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本公募型プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 参加者が4参加資格に関する事項に定める参加資格等を満たさない場合。
  - (2) 同一の者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。
  - (3) 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合（企画提案書に参加資格等の確認のための書類が添付されていない場合を含む）。
- なお、提出期限日までに企画提案書が到着しないことを理由に企画提案書を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない（特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに、受取人の郵便受箱に配達するものであり、配達記録を有さないので注意すること）。
- (4) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合。
  - (5) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合。
  - (6) 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
  - (7) 虚偽の内容が記載されている場合。
  - (8) 経費積算見積書の金額が2業務概要（2）の見積限度額を超過している場合。
  - (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
  - (10) 企画提案書の提出から契約までの間に、企画提案書に記載した総括責任者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。
  - (11) 審査会当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、審査開始時刻に到着できなかった場合を除く。
  - (12) その他本募集要領又は福島県が指示した事項に対する重大な違反が認められる場合。

## 12 契約手続

本業務に関して最も優れた提案を行った者と企画提案のあった内容を確認・調整の上、業務委託契約の締結交渉を行う。業務委託契約書の案は別紙3のとおり。

また、本契約案件は電子契約サービスを利用した電子契約によることができる。電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書の提出先は下記のとおり。

送付先：福島県相双農林事務所 農業振興普及部

メールアドレス：shinkouhukyuu.af06@pref.fukushima.lg.jp

電子契約利用申出に係る様式（様式第2号）は福島県ホームページの

電子契約サービスのページから取得すること。

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>)

なお、この手続に参加した者が、11 不適合事項のいずれかに該当した場合、又は交渉の結果契約締結までに至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行う。

また、本事業の業務委託仕様書は契約候補者が提出した企画提案書を基に作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合、次点者と協議を行う。

### 13 その他

- (1) 委託業務の実施に伴う全ての製作物、また、取得した全ての物品、特許権、著作権等は、福島県に帰属する。
- (2) 当該業務で作成したパンフレットなどの各種コンテンツは、福島県や関係機関・団体等のホームページ等での二次使用を行う場合がある。なお、福島県が二次使用するに当たり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないよう、制作に当たっては必要な許諾を得ること。
- (3) 企画提案に当たり、プロポーザルで提案のあった企画書の規模を下回ることはできないこととするので、実現可能な提案とすること。
- (4) 仮に、企画提案書の内容を実施できない場合には、同等と認められる内容に変更することが可能だが、実施できなかった場合には業務実施不履行となるので、委託料が減額される場合がある。
- (5) 本事業は、令和8年度予算として執行するものであることから、本事業に係る契約は、国・福島県の予算が可決されない場合は行わない。